

第29回大牟田市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和4年11月10日(木) 午前9時30分から午前10時15分まで

2. 開催場所 大牟田市役所 北別館 第1委員会室

3. 出席委員(9名)

会 長	古賀	正廣
2番委員	梅野	節子
3番委員	鳥越	孝広
4番委員	中島	照章
5番委員	石橋	祐一
6番委員	藤原	優子
7番委員	伊藤	照子
8番委員	池端	祥久
9番委員	内野	和幸

4. 欠席委員(0名)

5. 議事日程

審議事項

議案第1号 農業法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 経営基盤強化促進法の規定による許可申請について

報告事項

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第2号 農地法第18条の規定による許可申請について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第4号 非農地証明について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	土山	浩文
次 長	野田	稔雄
職 員	塚本	雄二
職 員	堀江	陽子

議長 それでは、定足数を満たしておりますので、ただいまより第29回農業委員会総会を開催いたします。

 大牟田市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんでしょうか。

農業委員 はい。

議長 それでは、2番委員、3番委員にお願いいたします。

両委員 はい。

議長 なお、本日の会議書記には、事務局次長を指名したいと思います、よろしいでしょうか。

各委員 はい。

議長 それではそうさせていただきます。
 では、議事に入りたいと思います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 議案第1号については、2件の申請がっております。
 事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

 まず1番案件ですが、こちらは土地所有者が早く農地を手放したいということから、現耕作者の〇〇さんに相談されたところ所有は考えていないとの返答で、もう一人の地域担い手である〇〇さんに相談されたところ売買が成立し申請となったものでございます。筆数は7筆ですが、高圧線下にあるため実質一枚利用の田でございます。

 併せて、現耕作者との解約が出ておりますので、関連がございますので説明いたします。

 総会資料、17ページ報告第2号として、現耕作者との解約が提出されております。

 続きまして、2番案件の説明に移ります。

 こちらは所有者の〇〇さんが農地を手放す方を探しておられ、仕事でお知り合いであった〇〇さんへ移転がまとまり申請となったものでございます。

 なお、申請地に接する道路が、市街化区域と市街化調整区域の境になり、道路北側が調整区域になり、申請地も調整区域内になります。

いずれも3条調査書の各要件については満たしていると思われま。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 では次に地区担当委員の意見を伺いたいと思ひます。
まず、1番を6番委員からお願ひします。

6番委員 はい。現地確認をしましたが、地番は7つですが一枚利用の農地でした。購入者の〇〇さんは認定農業者でもあり、周りも耕作されており何ら問題ないと思ひます。

議長 ありがとうございます。
続いて2番案件を3番委員からお願ひします。

3番委員 現地を見ましたが、一筆の土地の一部で荒れはじめているところがありましたので今後はきちんと管理されるものと思ひます。前の道路が狭く軽自動車は通りますので大変かと思ひますが、今までの農地も管理されており問題ないと思ひます。

議長 ありがとうございます。
担当委員の意見をお伺ひしました。
それでは審議に入ります。皆さんからご意見ご質問はございませんでしょうか。
(発言者無し)

議長 1番案件ですが、何かございませんか。

各委員 はい。

議長 それでは、採決に入ります。
1番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願ひします。
(全員賛成)

議長 ありがとうございます。
全員賛成で1番案件は、許可することに決定いたします。

議長 続いて、2番案件について、皆さんから何かご質問はございませんか。
(発言者なし)

議長 私からよいでしょうか。
〇〇さんは、耕作は全部畑だったでしょうか。

4番委員 □□地区で米を作られており、他でも米を作られております。

ここは水が来ないところなので、畑にしか使えません。

議長 面積的に畑が全部だとすると広さもあるため、畑の労力となると米とは違いますので、心配したところです。

3番委員 以前購入された田で野菜を作られていましたが、2年前の水害で、川側ということもあって削られる大変な被害を受けられたようです。そういうことから畑を欲しいという思いからではないかと思えます。

議長 私から以上ですが、皆さんからはございませんでしょうか。
(発言者なし)

議長 それでは、2番案件の採決に入ります。
2番案件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
(全員賛成)

議長 ありがとうございます。
全員賛成で2番案件は、許可することに決定いたします。
では次に

議案第2号 経営基盤強化促進法の規定による許可申請について

議長 議案第2号については、94件の申請がっております。
なお、この中には、3番委員、9番委員、それに私に関するものがございまして議事参加できないことから、その場合には退席をお願いします。
それでは1番から76番までと、92番、93番の説明を事務局からお願いします。

事務局 はい。こちらは、いつものように新規のものを中心にご説明とし、更新のものについては省略とさせていただきますので、ご了承ください。

(資料読み上げ)

1番は、売買事業活用によるもので4筆を購入されるものでございます。

2番と3番ですが、こちらは耕作されていた〇〇さんが辞められることにより、それぞれ新たな耕作者が見つかり申請となったものです。

4番と6番をまとめて説明いたします。

こちらは農地については、〇〇さんが貸借されておりましたが、作付管理状況がよいとは言えず、所有者側から更新できないとの声で新たな契約者との申請になったものでございます。

次に5番に戻ります。

こちらは、個人経営から法人化をされたことにより、法人での申請のため新規

と表記しているものでございます。
他はすべて更新のものです。
ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 はい。
利用権については、一括採決としておりますので、審議も一括としてよろしい
でしょうか。

各委員 はい。

議長 では、そうさせていただきます。
事務局説明分の一括審議とします。
何かご質問はございませんでしょうか。
(発言者なし)
無いようですので採決に入ります。
1番から76番までと、92番、93番について、許可することに賛成の方は
挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございました。
全員賛成で1番から76番までと、92番、93番は許可することに決定しま
す。

議長 では、次に82番から91番までの案件に入りますので、3番委員は退席をお
願いします。

- 3番委員退室 -

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)
82番から91番まで全て期間満了による更新申請でございます。
ご審議よろしくお願いいたします。

議長 事務局説明が終わりました。
このことについて皆さんから何かご質問はございませんでしょうか。
(発言者なし)

議長 無いようですので採決に入りたいと思います。
82番から91番までの案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございました。
全員賛成で許可することに決定いたします。
3番委員の入室をお願いします。

- 3 番委員の入室 -

議長 3 番委員、全て許可に決定しました。

議長 では、次に 9 4 番の案件に入りますので、9 番委員は退席をお願いします。

- 9 番委員退室 -

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)
9 4 番は期間満了による更新申請でございます。
ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 事務局説明が終わりました。
このことについて皆さんから何かご質問はございませんでしょうか。
(発言者なし)

議長 無いようですので採決に入りたいと思います。
9 4 番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございました。
全員賛成で許可することに決定いたします。
9 番委員の入室をお願いします。

- 9 番委員の入室 -

議長 9 番委員の分は許可すること決定しました。
次に 7 7 番から 8 1 番までの案件に入りますので、私は退席し、以後の進行は
2 番委員をお願いします。

- 会長退室 -

2 番委員 それでは、会長を代理しまして私が議事進行を行います。
7 7 番から 8 1 番までの案件について、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。
7 7 番から 8 1 番までは全て期間満了による更新申請でございます。
ご審議の程よろしくお願ひいたします。

2 番委員 それでは、審議に入ります。
ご質問やご意見はございませんか。
(発言者なし)
無いようですので、審議を終わり採決に入ります。
7 7 番から 8 1 番までの案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)

ありがとうございました。

全員賛成で77番から81番までの案件は許可することに決定します。

それでは、会長の入室をお願いします。

－会長着席－

会長の案件は許可に決定しました。

2番委員 会長に関する案件が終了しましたので、議事進行を会長と交代します。

議長 では、次の報告事項に進みます。

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

議長 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

1番は、通路部分利用での転用で、この奥に宅地分譲の予定があり、その入口部分となる場所でございます。

2番は、14区画の宅地分譲計画地の農地一筆の転用申請でございます。なお、その他の土地は既に宅地となっているものでございます。

3番から5番までは、同じ〇〇が申請となっているもので、貸借にて店舗建設予定地となっているものでございます。

以上でございます。

議長 何かご質問はございませんか。

議長 無いようですので報告第1号を終わります。
続きまして、

報告第2号 農地法第18条の規定による許可申請について

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。こちらは、先ほどの3条申請でご説明した際の解約でございます。
以上でございます。

議長 何かご質問はございませんか。

(発言者なし)

無いようですので報告第2号を終わります。

続きまして、

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

1番は、所有者と借人との意見の相違から解約となったものと聞いております。
なお、所有者が自作管理をされるものです。

2番から4番までは、同じ耕作者である〇〇さんが規模縮小から解約となったもので、すでに地域担当の推進委員において耕作者協議が進行しているものでございます。

よって、耕作者不在となるものはない見込みでございます。

議長 何かご質問はございませんか。

(発言者なし)

無いようですので報告第3号を終わります。

続きまして、

報告第4号 非農地証明について

議長 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

1番から4番までいずれも市街化区域内のもので、土地処分を目的とする登記地目整理のためでございます。

議長 説明がございましたが、質問はございませんか。

(発言者なし)

議長 無いようですので、報告4号を終わります。

議長 これをもちまして第29回農業委員会総会を終了いたします。